

『速旅 富士河口湖レジャー共通券ドライブプラン』 利用規約
〈発着エリア付き周遊エリア乗り放題コース〉

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下、「当社」という）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下、「高速定額利用」という）と河口湖・本栖湖・西湖周辺施設でご利用いただける3,000円分の富士河口湖レジャー共通券（以下、「富士河口湖レジャー共通券」という）が一体となったプラン（以下、「本プラン」という）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び富士河口湖町営業担当部会が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2018年9月26日（水）から2019年3月31日（日）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う日（当該日の0時から24時までをいい、以下「利用日」といいます。）に本プランを利用することができます。ただし、次の各号に定める期間はお申し込みできません。

- 一 年末年始（2018年12月22日～2019年1月6日）の交通混雑期
 - 二 富士河口湖町営業担当部会が指定した日
 - 三 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 2 往路通行（第9条第1項第1号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア（第9条第1項第1号に定める「周遊エリア」をいいます。）内の出口インターチェンジの通過日時をもつ

て行い、復路通行（同項第3号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア内の入口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

- 第6条 本プランへのお申し込みは、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社公式WEBサイトから本プランの利用日の前日までに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。
- 2 富士河口湖レジャー共通券の料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用の料金はETCカードによる決済となります。
- 3 本プランのお申し込みが完了したとき、当社は、お申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。
- 5 当社と申込者との売買契約は、本プランのお申し込みが完了した時点で成立します。
- 6 第16条第1項、第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。既に申込確認書を印刷等した場合は、本申込確認書を破棄ください。
- 7 当社が実施する他のドライブプランと利用日が同一のお申し込みはできません。同一日のお申し込みを行った場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しないドライブプランが適用される場合や、全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 8 申込確認書は、お申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 9 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

- 第7条 申込確認書の通知が完了した後は、お申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。

（富士河口湖レジャー共通券の引換え及び利用方法）

- 第8条 富士河口湖レジャー共通券の引換日に、申込確認書に定める窓口で、印刷もしくはスマホ・タブレット画面に表示した申込確認書とともに運転免許証等の身分証明書をご提示ください。ご本人確認ができ次第、富士河口湖レジャー共通券を引換えいたします。
- 2 身分証明書をご提示いただかず、ご本人の確認ができない場合は、申込確認書の提出があっても、富士河口湖レジャー共通券を引換えることはできません。
- 3 申込確認書を紛失した場合又は内容の変更を希望される場合は、その旨を申込確認書に定める窓口にお申し出て、係員の案内に従ってください。
- 4 富士河口湖レジャー共通券は、富士河口湖町営業担当部会の会員施設でご利用いただける3,000円分（500円券×6枚綴り）の金券で、ご利用いただける施設、商品及び特典は別表1のとおりです。
- 5 富士河口湖レジャー共通券の返金、換金、譲渡はできません。また、本券のみをご利用の場合、おつりは

お出しできません。

- 6 富士河口湖レジャー共通券の有効期限は、**引換日より1か月間**です。有効期限を過ぎた富士河口湖レジャー共通券はご利用になれません。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用日において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

- 一 発着エリア（別表3に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表4に定める対象区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。
 - 二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。
 - 三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。
- 2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。
- 3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めによりやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、発着エリア内で一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。
- 一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリア内で一旦流出後、再度同じ発着エリア内から再流入しない場合は、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。
 - 二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとし、利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

- 2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用日を経過した場合は、高速定額利用が終了したも

のとします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合は、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所では、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICをご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合は、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用の料金と富士河口湖レジャー共通券の料金を分けて請求します。

3 当社は、高速定額利用の対象となる全ての通行を一括して、高速定額利用の料金で請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、ETC利用照会サービス等では、通常料金が表示されます。なお、区間外料金が発生している場合は、別途当該区間外料金を請求します。

4 高速定額利用の料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 ETCパーソナルカードは、お支払いが済んでいないご利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回ると、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、一時的に高速定額利用の料金よりも高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）は、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 お申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合は、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

- 4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。
- 5 富士河口湖レジャー共通券の料金のお支払いに金券の使用、割引サービス等のご利用になれません。

(高速定額利用の適用対象外及び無効)

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の適用対象外とし、その通行は通常料金を請求します。

- 一 お申し込み時に登録したETCカードを用いずに通行したとき
 - 二 お申し込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
 - 三 利用日以外の日に周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出したとき
 - 四 復路通行において、利用日に入口インターチェンジを流入し、利用終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき
 - 五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除く）をしたとき
 - 六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路で通行したとき
 - 七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行
 - 八 周遊通行において、周遊エリア外の経路で通行したとき
- 2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用日における全ての通行について通常料金を請求します。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされていないETC車載器が取り付けられた車両で通行したとき
 - 二 利用日に、お申し込み時に登録したETCカードを2台以上の車両で使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、本プランを利用して、不正な通行を行ったとき
- 3 本プランのお申し込みが次の各号のいずれかを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用日における全ての通行について通常料金を請求します。
- 一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること
 - 二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
 - 三 お申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること

(富士河口湖レジャー共通券の引換えの制限)

第15条 次の各号の一に該当するときは、富士河口湖レジャー共通券の引換えをお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 偽装した身分証明書の提示を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき

(解約等)

第16条 本プランは、利用日の最初の入口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社公式WEBサイトで解約することができます。この場合、高速定額利用又は富士河口湖レジャー共通券のいずれか一方のお申し込みのみを解約することはできません。

- 2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める解約がなされたものとします。

- 一 往路通行を行わず（第14条の各項に該当する通行もしくはお申し込みを行い、高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含む）、第8条第1項に定める引換えも行わなかった場合は、高速定額利用及び富士河口湖レジャー共通券のどちらのお申し込みも遡って解約がなされたものとします。
- 二 往路通行を行わず（第14条の各項に該当する通行もしくはお申し込みを行い、高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含む）、第8条第1項に定める引換えを行った場合は、高速定額利用のお申し込みのみ遡って解約がなされたものとします。
- 3 往路通行を行った場合は、第8条第1項に定める引換えを行っていない場合でも、富士河口湖レジャー共通券のお申し込みは解約できません（ただし、当社又は富士河口湖町営業担当部会の責による場合を除く）。なお、この場合、申込者が利用日から6か月以内にメールもしくは電話で当社にその旨を申し出た場合に限り、申込者が指定する住所に富士河口湖レジャー共通券を発送します。なお、この場合の富士河口湖レジャー共通券の有効期間は発送日から3か月間とし、発送に要する費用は申込者の負担となります。
- 4 往路通行を行った場合は、本プランの途中解約及び払戻し、一部返金は一切行いません。また、本プランを利用した通行の通常料金の合計額が、高速定額利用の料金を下回った場合も、本プランの途中解約や払戻し、一部返金は一切行いません。

（個人情報の保護及び取扱い）

- 第17条 申込者が本プランのお申し込み時に登録した個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。
- 2 当社は、第8条に定める富士河口湖レジャー共通券の引換え、及び第16条第3項に定める富士河口湖レジャー共通券の発送の手続きに必要な範囲内で、申込者が登録した個人情報を富士河口湖町営業担当部会に対して提供します。

（免責事項）

- 第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、申込者が受けた被害について一切責任を負いません。
- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
 - 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
 - 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
 - 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

（規約の変更）

- 第19条 当社は、本規約を変更することがあります。
- 2 当社は、前項の変更を行った場合は、当社公式WEBサイトへの掲示等により、その内容を周知します。
 - 3 当社は、第1項の変更によって、申込者が被った損害については一切責任を負いません。

別表 1：富士河口湖レジャー共通券の商品内容

分類	対象施設名	対象サービス
観光施設	河口湖オルゴールの森美術館（★）	施設利用代・土産物代・飲食代
	山梨県立富士山世界遺産センター（★）	施設利用代・土産物代・飲食代
	富士すばるランド	施設利用代
	西湖いやしの里根場	入場料
	清水国明の森と湖の楽園	施設利用代
	河口湖自然生活館	土産物代・飲食代
	久保田一竹美術館	施設利用代
	河口湖北原ミュージアム	施設利用代
	河口湖猿まわし劇場	施設利用代
	河口湖ミューズ館 与 勇輝館	施設利用代
	河口湖ハーブ館	土産物代・飲食代
	河口湖クラフトパーク	施設利用代
	河口湖遊覧船アンソレイユ号	施設利用代
	本栖湖遊覧船もぐらん！	施設利用代
	富岳風穴	施設利用代
観光農園	ほほえみ園	施設利用代
飲食店	シルバンズ	飲食代
	ほうとう研究所	飲食代
土産店	道の駅 かつやま	土産物代・飲食代
	農産物直売所 おおいし屋	土産物代

※上記の表の対象施設名の横に（★）が付いている施設が、富士河口湖レジャー共通券の引換えを行う施設です。なお、引換え時に特典として「ふじびよんグッズ」をお渡しします。

※ご予約が必要な商品・サービス（アクティビティ等）を利用する場合は、各施設へ事前にご予約を入れてください。

※河口湖オルゴールの森美術館の休館日は山梨県立富士山世界遺産センターで引換えをお願いします。

別表 2 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用日	施設利用期間
					施設利用日 (注 1)	
富士河口湖 ビジター共通 3,000 円分 ①-A 高井戸、 調布エリア発着 河口湖周遊	①	A	<u>6,100 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,100 円 富士河口湖 ビジター共通券分 3,000 円	<u>5,500 円</u> (内訳) 高速定額利用分 2,500 円 富士河口湖 ビジター共通券分 3,000 円	申込者が 指定する 1 日	<u>2018 年 9 月 26 日</u> ~ <u>2019 年 3 月 31 日</u>
富士河口湖 ビジター共通券 3,000 円分 ②-A 国立府中、 八王子エリア発着 河口湖周遊	②	A	<u>5,700 円</u> (内訳) 高速定額利用分 2,700 円 富士河口湖 ビジター共通券分 3,000 円	<u>5,200 円</u> (内訳) 高速定額利用分 2,200 円 富士河口湖 ビジター共通券分 3,000 円	申込者が 指定する 1 日	<u>2018 年 9 月 26 日</u> ~ <u>2019 年 3 月 31 日</u>
富士河口湖 ビジター共通券 3,000 円分 ③-A 横浜町田、 厚木エリア発着 河口湖周遊	③	A	<u>6,600 円</u> (内訳) 高速定額利用分 3,600 円 富士河口湖 ビジター共通券分 3,000 円	<u>5,900 円</u> (内訳) 高速定額利用分 2,900 円 富士河口湖 ビジター共通券分 3,000 円	申込者が 指定する 1 日	<u>2018 年 9 月 26 日</u> ~ <u>2019 年 3 月 31 日</u>

注 1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

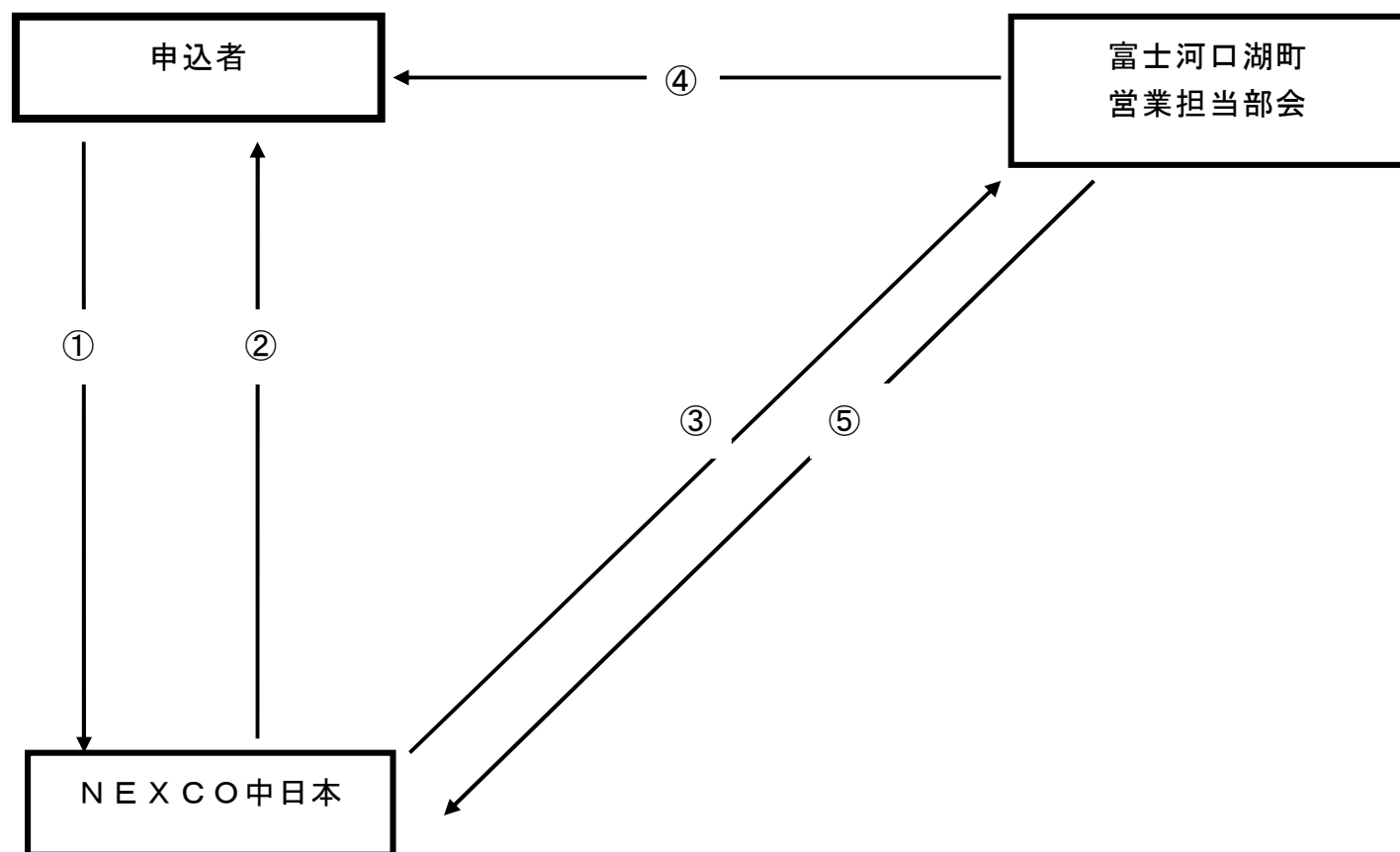
別表 3 : 高速定額利用 (発着エリア)

番号	対象道路	対象インターチェンジ
①	中央自動車道	高井戸 IC、調布 IC、府中スマート IC
②	中央自動車道	国立府中 IC、八王子 IC、相模湖 IC
	首都圏中央連絡自動車道	八王子西 IC、高尾山 IC、相模原 IC
③	東名高速道路	横浜町田 IC、厚木 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC
	首都圏中央連絡自動車道	寒川南 IC、寒川北 IC、海老名 IC、圏央厚木 IC、相模原愛川 IC

別表 4 : 高速定額利用 (周遊エリア)

番号	対象道路	対象区間
A	中央自動車道	上野原 IC~一宮御坂 IC、大月 JCT~河口湖 IC

本プランの実施スキーム



- ① 申込（Ⅱ）・・・別紙 5
- ② 申込完了（Ⅲ）・・・別紙 2
- ③ 申込情報の送付（Ⅳ）・・・別紙 3
- ④ 申込者への提供（Ⅴ）
- ⑤ 請求（Ⅶ）・・・別紙 4